伊藝騒動實錄一

へ13
3310
1

門 へ 13
藏 3319
巻 1

序

西哲ジセロハ云ヘリ室ニ典籍なき八体ニ精神なきが如しと實ニ人の心ハ其の家ニ書を藏するを否ニ由りてこれを推し量り得べきものなり此の書ハ彼の人口ニ膾炙せる殊ニ悲劇ニして知られたる伊藝聖動實歴を記せるもの書ニ口碑し其の著者を傳へず只余の血縁故人島田某が病余の閑ニ何ぞの書よりか轉寫せしものなり故ありて今余

大正十年八月廿九日寄贈
本大學出版部

の家に蔵せりさハあれ之を制作するものなしし
て漸く散逸の恐れを見んとす是れ此の書の著者
に免もあり島田氏に對して余の深く悲しむ所今
や聊か閑を得たり乃ち之を假綴して其の散逸を
防がんとすあゝ見る者余を以て「こゝろ」の金言
を衒ふものとなすなかれ

明治辛丑春三月

東風颯々たる下に

露香 記す

伊達賊長記巻之第一

伊達家由緒并政宗公誕生之事

附伊達兵部少輔生立之事

家康公別伝屋敷を大守伊達家由緒を尋ね
藤原氏と元祖大賊官の伝来山陸中納言敬後
流朝臣治隆國中村に住居して其子常陸介家
村入道念西と嫡子治隆の冠者為宗源頼
朝卿に仕へ奥州征伐に加武功を抽ん

弦中伊達郡石母田城に城へ一ト手に軍勢を
攻撃て城を奪ひ取て十八人討死集に戦功抜
群なり石母田家の別名下河辺に子孫代々
伊達を号て相続せり後に乱伊達時
宗の子伊達郡宮城郡に来澤に住みせり此者の
仁柴下に潜潜居云行者なり世俗道得
聖人なり然源く僧の心なく無欲
のものなり右の例を引て異見をふ

奥者所人石母田人冨田人歌手奥者を
頼ひ依人に奥子に祈り祭り奥徳
に依て國中に不安代思を捷こと
尋常に為家
永禄十年辛亥八月三日暇り少に往生
死世間潔白に奥郡将軍に敬代
に武士捨て然若滝に流れを求て
法師を為て井に奥良に世不小社
下俳に代の志為りし小後小言

雄の文覺を師たり原と遠流を行ふと
して親密行をこなせしも又不幸なる
世の相を思ふ心なき者なり兵庫城下に住居する
時所々に伴逢經宗なる一子を生せり其子
を捨て捨て二字を振り又元日宗
り經宗に書こしひ所者を内に海海と
云ふ者なりしやと成松海海と
ふるものは死を仕を中上皆を最初個
一家を生せり遠しひ所弦

人奇異と思ひを示す初石梵天丸と号
す成長十歩にして元服の日伊達
政宗郎政宗の政宗と号す（或曰此時初めて大名
見上と成る）
中細川心名を乳起り君戦と合事なり
を以伊達運宗一族の義孫なり旧切と居る
者孔は近隣小武名を婚姻を結ぶ
和海氏昌山と未孫と二本松氏に
毎双と虜を經宗に隨て戦に出て大敵を

ニ付若狭ハとやかくハ先ん備て和睦しけれとも
輝宗悦ひ候之松も云而如て誓盟し
時ニ天正十年三月十八日右京之進兼て
斗りく事ある也輝宗之油断を伺ひ飛
掛りむつと捕へ馬ニ打乗り急ぎ行けるに折
節と云ふ政宗ハ見るより若狭郎
政宗俄ニ行せしり途中ニ而是を聞て駆来り
卒し横合より二本松之兵を追事を取せ大隈
川之両六町手へて追付遂に義継が追来ル

右京之進をハ随ひし従士と馬上ニ而輝宗を
殺させ政宗右京之進をも馬より下ニ切て
落し人質を亡れ然上郎時之父之
讐をあり劔持年来ひし二本松之地手
ニ入り時政宗拾八才之父之追善与る子人
武者之志近ニ輝き義作當ニ住し紀畠山岩
手継の夫地を見立自身縄張して子
孫代々の居城を取り目捨八才秀吉
表之随ひ諸将伊達家へ属して後も

西年石田一乱ハ他国ニ於て上杉京勢ニ戦
い日於三年 松平氏没領して松平
陸奥守と号ス大坂ニ於て陣ニも出陣して
忠節を尽きれハ故六十弐万石領東国
第一ニ大名ハ子息伊達忠宗ニ別格ハ
石高所ニて伊豫ニ宇和島の城主伊達
治家家業と号ス家ハ政宗ハ武道
ニ通ず智謀を備大敵を不恐小敵をふ
備腹将ニて天下ニ隠れ無ク名

徒ニ位宰相又中納言ニ昇進ニ徳ニ帰し
先祖山城ニ官位ニ ハ
る西月廿四日七十九ニて逝去ハ法名瑞岩
院殿貴門正ニ位勇心利ニ大居士と号
嫡男忠宗ハ跡ニて従四位中将と号
万治元年七月逝去ハ忠宗ニ舞息伊達
陸奥守従四位中将ハ家綱家ニ家督相続家
を治ニ前て悪逆ニ族所行ハつて国乱ニ
ハ忠宗ハて素山の如ニ乱根元を要り

当主貴久伊達兵部大輔晴宗ともに是
中納言政宗ちゝ来子にして陸奥守政宗
と称し初雅楽頭さゝ[illegible]く利口弁舌
にして政宗ゝ勝を以陸奥守ゝ[illegible]
心[illegible]一方ならず[illegible]と云世列国大名数
数[illegible]ふ叶[illegible]て政宗ゝ[illegible]
[illegible]て宗猪ゝ一の関[illegible]新三百石[illegible]
[illegible]る政宗ゝ遊[illegible]ゝ使[illegible]ゝ代りて[illegible]新
[illegible]へ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]時の執権職[illegible]

井雅楽頭掃部息女を以兵新ゝ浦息市正宗
奥ゝ妹さる[illegible]ゝ兵新ゝ浦酒井掃部[illegible]別意し[illegible]
井掃部[illegible]ゝ人戦[illegible]ゝ[illegible]ゝ宗[illegible]成上[illegible]
軍[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ酒井[illegible]
の政[illegible]ふ槍威を[illegible]ゝ[illegible]
中初ゝ[illegible]人[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
酒井掃部[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]

て文りを結ひ旨趣学ぶを新井補生と
得好曲にして[illegible]順和漢源少右衛門義
を好み家禄を生じ大家を継ぎ当を常に
を惜しい仰の幸太家を絶度して本家
押取せんと思ひ立て夜晦日を撰りと云せ
時分面ぶ代方を百姓元成癸年七月十二日
忠宗逝去のうりれ八弥と門内に隠居なし
事歌を云た猫間綱宗之時に十八少家督
お続ぎ[illegible]

して西の丸に[illegible]何年間綱宗義
と内押倒三家を奪へと益夜深酒を呑ぶ
初て大至一人と力を[illegible]時を其切雖三得河
幸智謀者有と者一人味方に引入と強き
一家中に眼を付て[illegible]時成寅村
[illegible]語と者職他家[illegible]原田甲斐を別勇猛
として智謀百人に秀た彼を一味古神とな
して[illegible]大学を升りいんと云ひ小方を迫
ぶ原田を味方に引入と心我[illegible]彼ら

好むを以て送りみ者時を原田以て
寵愛し給ふ事を政ずる者容
の如し原田甲斐元家より志三傳給ひて寵を
人より妬まれん事を好み深い人と敵んと志
ふ由を家れハ其下輩たる者を感しみ
業を廃を悦し是ハ伊達兵部少
輔原田甲斐より寵愛志日深く百信して
愛こと志弐影しく亀

原田甲斐直刑家系号之事

附岩手山の由来之事

原田兵之分ふ敬之事

附原田氏新未級訓之事

抑紀是伊達家之老臣原田甲斐通刑系号委
り録如る之如榮之後人と原田孝文経長と
後嗣と先祖原田左近将監経長子細ハて
筑紫より奥州に筑伊達家に居たり経長
十二代之末孫原田大学義中納之撰人隠れ

小戦切多し其子四郎義と云列り又也お
原田与次郎と伊達と甲斐直列与
て十四代為切阿与と一三と賞
聽せられり池の内しも其家り小
所人下て殺代重思と影を行向世と
毒殺と好計天罪不分世子孫と
色乱と云事小を有き神直列初
名八原田義と助と云生得少智人と強力
未々十七と当国岩城と郡瑞を賞して

紀白と色を多り其真国中侵れ
原田義と助供警右人引連清貴用義
終日彼山へ執花を賞して抱分皆と色
ゑ原義たは色れ武と山ゑと風流色賞
しなんるを忘れ当り去と意さの
陸ゑ事を告演れ八位右義賞と西と初
主を後可なんと原田義と助一人
見へ後人器と紀子の家若賞仲皆
大と弱事原こよ安ゑと殺れ世行方

年ふる和泉国若葉山石山寺に云事なり石和
主馬佐にて有りし頃家人民部殿八郎行盛
殿行盛しと人民部殿八郎行盛を
しと云せ申ふ所に云られを者別れて之
を伐帰りしに石山寺に八郎行盛九七騎を
為て寄せ机を其日戌亥ふ所に甲冑の列
を正しと家りふ年ふ所ものく向く其方家き
所猶く敵陣り出張る人々中上童に我八騎
源氏方入て行しと小さものを伐敵へ

陣に年ふ八義りしに心をみ出ふ所やや
を神合て山源り寄入の呼と呼と者八本鏡の富
士り家りて小さの者を武伐陣り出
紙遥に中上童机に文民部殿を弱る所に
引連馬ふ行家り岩を山に弛出り第子澄を
者を寄合と云世早家ふ家ふ八方寄
百騎ふ朱世寄を引て見くれ民部殿り繁
法天弱鋼鉄と取業ふ所と世よ行知千を百
取ふ況や机程と敵陣を事ふの行氏を

要り物をかしてもらはやとの性と天性さ
加れ行る如き熱發遂に遂に遂切流て血眼成て
下寺を駆け廻り谷を越峯を分け谷を越え沢付先
第一番に取り捕り水へ投れ水を早長瀬
も深淵と云へる所迄追て出る年頃羽
織落て加り和尚に命も捨入れと覚悟
尋や家中迄と走て行り逃て家
一人大地に伏して居り之を見れば山蒜小
平次猶小袋を取り見て熱涙を流て

倒れ行る民部是を見て あて泡始を立て
帯を締しめ方手に例れとて少年次
の光景を驚き乱し山と男を白眼付加り
くと睨切りて大人さくめ形小児と者ふ
お母氏に伯母様を呼ぶ
自此世とものと歩乳
乳と搭乗 母と云へる男と行いなつ明り
之を立て手のて見れを一面矢を見編矢集
之陰力を頼れ方向ホツ蔵の門自を立て

当民部一家ハ悦ハ二郎ハ警衛ニ成ハ嫡男
やと又民部尋ネ来リ却テ城ル
ニ成ハ男子ハ男子ハ弁ニ助眼ヲ開ク
我ハ為ニ伯父ヲ為ニ
ハと云ヲ的民部海の弟基ニ従フリ又伯
父実ニ来リシ弁ニ助カル八郎
綱ヲ逆ニ成シテ御伽ヲ内ハ
の山寺ヲ元色伯当小勇ニ和美ニ見元
ハて羽ヲ切セシ事頼リ取リ取リ多ハ小せん

事安ケんと思ひ立ちり奇れハ羽ヲたたゝて
飛ゝ事異当近ニ手元小せんと遠ケれ
ヲ又ハ問ニ飛て来ハ事ニ成シ
多元ニせんと近ケ伯ニ立ち里ヲ離れ
事ヲ知ラひ近ケ遠ケ
時て能ケり一向行方ふ知我も始て心付ハ
ぶんと小日当ハ毎ハ彼当小ヲ尋ネれ
何やら為あんヲ事ヲ悔ヒ立ち伯方ヲ
御ニ対ニ成ぶんとしニ名小年次郎ハ

五と悦び陶然として一定の玉狼を
お其夫婦と年と加と隔年大雷のをしてそのを
やうと命令と加一小年治の曰り武藤等用に非
ス帝ト云百雷百り我を賓小陸して小
年治力を殺て武藤を大人鳴り小
小年治と密財人と武藤百真好孤荒ふと海
を恨百小ふ異小年治も覚禍の前ふ九八色を
実向小猪ふ尺雷を拂へい玉振八を花ふ南
を対八小と頭九和を対八原状として後と

原退小年治も秘術を尽し暫り戦ふて
に独小玉狼ふ殺ふの雷と喰九を奪ふ命を
落し我を殺人と云百思百を云ふ小男ふ曰
乃ふ九ふ云ふ世治百方を財ふ狼八殺り
我小武藤百と思へ一ふ一度我頭上武藤
我毎り高を張ふ百を拾て一切先を上形
し奥向ふ當ふ九加へ百ふ偶ふ小
玉狼ふ頭ふ上ふ武藤百事ふ三度り
と云ふ九小民部人を分て見るふ大成を狼

彼二人助さゝ者て強ひ
此力と切たる小高き山の
小児力て知たり強ル小而
頭誠当小暖とて
ヲ一一而是一重に此力
ホとり歩武ハ民新又関西
助と肥前警と
り申し年ヲ吉光
是ヲ辨ヲ助秘

寛文十一年辛亥三月廿七日酒井雅楽頭忠隣
公小て出羽多数富し少ヲも此力留守と
為ル の名領ヲり

原田兵ヲ助勝ヲ事

附原田氏新未羽敵引ヲ事

彰て成敗原田兵ヲ助岩手山ヲ攻絶勇氣ヲ感
し城中是ヲ賞美し少力ヲ陸奥
古内家ヲ兵ヲ乃則兵ヲ

少左候へ共少年より智力人に勝し活発豪
俠無比の性質にて忠実孝心性に而いと
信当の近江国にて盲人の何つて強盗を刑に
行ふものの七人有り少性生る内一人の強盗
ロ川吉人毎に口頭罪を犯せり世間我命を惜
の為やとて行ひ合盲人の家多小
平田義三郎当年十三年迄相勤ハ信を証裏
新拓我首を抱を去せ程帰当在しとの有
此八元下お家に義三郎の者を識に御して事

家此八義三郎既に好事を頼ふ胸気一年に
て彼首を行て見ること及ばられを去らん
中事当八七月ての如何様子細を世を聞を
変し後を見や如八生るもの平常
て や獄へ小拙りしに死を当何に出し人
御義を返すも拙多り少生の得生を胸家ふさ
当小於を御義を切り小留りし瞞所とのとは
指を生ん事必定多り何年御院を蒙り
屋敷を頼ん此八義三郎を蔵

しぬ人無益と申ともおもひ出仰達て首をはね
如何にも見えさる大臣し首をも何れも是とも
證據之以命し捕る印し路次門に會せ当も於
すし侍之並て帰る随し七ヶ所子七年跨り
けれ尤無きの大に悦ひ比前を是て事に危心
之思ひける八首源頼光之之臣用渡邊源五綱君
とり證據を捨り来る之羅生門に打鬼神と
覧を切落し其名末代に残し大男我卯
年なりといふに其渡邊之当力等さきや洗やみ首

見る處人を申候の子細有處しと猶言云にて
おもは氣色も悪く樺下より捨八丁ほど行りて随の者
の刑に只老人役場所にを立銭へ入おき宗玄役
の一二丁も行たる人と思ひし所千疋上三人と
百おと帰る者を尋ね無きの内に只首見届て参ずり
来り御前之との也雷氣之様も無覚束御無
之為に様を為し陰密に通りて盗賊共の害を除へ
し仍之役て剣に申する者わ何れ役の儀也ろし
為こその而れさ剣でまた害有る者し と定候事

是ハ三人累て所業し[illegible]法師を立て如て行
奔を助師を為て入り小竹奔を以て十三
歳尋常(ツネ)なるの家を脱し[illegible]行[illegible]
少見恐怖氣色を奔り小敵風て彼仮仮(ハ)奔
彰て三人を逐て見人隠れ小墓行り小三人
逆を彰し[illegible]ハ奔を以口を窮氣朱事
[illegible]せ何[illegible]彼仮を[illegible]や逆陽[illegible]
少定也と[illegible]を行種事斗り行付竹
奔を以法ふ人仮[illegible]ハ[illegible]も知ら仕刑[illegible]を

仮所て玉て先程[illegible]と[illegible]を[illegible]
[illegible]獄つを首を[illegible]を[illegible]
首を[illegible]を強ふ仕奔て一り或り二り言奔小
殺を知ふ[illegible]も猛し[illegible]
を逆を初て[illegible]を[illegible]
首年奔を[illegible]小[illegible]
所を[illegible]ハ奔を[illegible]
と登り仮ふ獨り言を[illegible]柱を下り仮登を
之仮り言を相思[illegible]奔を助る事氣小獄を

未だ家も成らざる侍坐する輩を問を拔申、
奔走なる彼坊主の拔手の如何成と問ふに奔
走なる者て彼所を能て分も遠慮なるよう
申上意顔色常に常に変ぜず明朝を云ふ事
口に出世間時に忠家に限り命日のみ毎に麻衣美を
尊り此れ無き事に遠ひして退出の事しける
安藤三人の近士に限り彼を恐の時強勢知り云
上し当明日又しく無き助に成出て遠所に
次第伺候なりて此の辞を助者て何者なる

八別に尋ねし事を伺の拔手二番目に
当屋敷の者なるを出しに成たりと申を
伺ふに成命しに成りしに成あいに我心強
せしに成と合まるる事なと無登り攻当
に初強に強りしと見く是を嘆き成たり二度
目に小摘を以て者の小拔を成たり二度
上ケリ此を大家に水戸と思事
難しと成て成て源氏に刑罪に切腹に成り
強剛者と云世大人きく成に成日を以大膳

とやいまん石敵と存ぜあり人間こそいまだ学我
国邦こそあるかと思ふ之所謂奔り奔る次第
あ遠しと亦印が奔りと云ふ切なる事に感
賞こそ及ぶ事実と作興事とや第懐
り西邦大と知りこ所前退わこたる通りり落こ
天童西郎作中上言ハ武変奔こ次の行跡寛
こ大清所賞変もこの成蒙所を先遠いし
事の国成言やとも上事れハ知家の事実
印中知り奇氣ハ称賛自こ絶事と云ふ彼しを

称賛ハ乃ハ刑言懸卵後生せ去ハ只今是邪
退ケて後賞出ず時及ぶ遠し絶ふ又民新ク心
義務せん是邪ありこ西へしと郎日民新邪こ元
お雑こ助印弱こ行行印英語も有邪変古
語こハ至ふ及ぶ程ふ及力少しと我是邪以捨ふ
り事邪国文出ふ及と云り故こ印是民新
ふ邪ふ事こと信当民新偉こ誠こ変事こ知
恵臭事邪重こて大強こ生得こハ性首若子
ふこ一件事こ此変こ事ふ臣の心常ふあら

仁と中庸の教ハ家に入り人世間の
大綱ヨリ初まるものなれども云り故能其子を教ゆる
為しなり今兵を助ケ能く教訓せ給ふんを生長し
中氣質稍計熟り成り去り秋に成る助父を
教訓為い頻に教術を一部を或時師迎を前に
て我子七歳増命日に成ては行儀事を
也忠家云ふ人感ずの新地或日石清水
ヨリ其後年惟て民教疫病を結て心多繼
礼し給し勢光此一子命を次枕元

迎り抜き中者日ハ者の婚小死んと云る其昌幸
悲しく人の將小死んを以る其云事者を云
汝生得ヲ智勇雷精地勝れたり非凡也
て貪慾を心を吉へ岩を山を一体も者を元ん
して却て狼く害を為のて又源義小刑罪を功恐
行為も上を其の為列を者小せん と云事未小殘
年を云り為し其ハ死罪を者を行る事何て
多病と云人或ハ狼藉悪者を捕て夜中走
を生捕の赤強敵を陸て国家を為小忠なるを是

武家のさたに成り申候て一旦なりとも遠ざけおき
御吟味之上ふかのや善兵衛を召捕正
ものふ家内存利を求め
所へ行死人と言を拵へ
死人と討とれて死たる人を
家に手負ハ家内に
ハ
口つも暴悪にして和て
ものふ海人に陸に
数多き事ふ徒にしい
を亡三ヶ日の内に
代にして代に思
了ものふ此岩
書を認る事
教列して
しに
孫八子百石
甲斐直列と号
次第に登廣して

代にして代に思孫を以て君に思
了ものふ此岩を
書を認る事に
教列して
しに
孫八子百石
甲斐直列と号
次第に登廣して

ちふり地蔵と云ふ

伊達兵部少輔東田甲斐迎言ふ事

附伊達陸奥守行き事

東田甲斐中村伝蔵の事

附中村四郎兵衛話死す事

東田と伊達兵部少輔家臣伊平しして東田を
味方に引入こと豆腐心伝を
も驚しして打こと有り

甲斐も脱て福を帰門歴と人数を
引連て高小路に形りと川しら
毎二こ掛掛とて成小竜殿に兵部酒井雅楽
に掛感僧少長て陸奥守太刀を付ル所
後人百目前に人の用に掛
赤丸抑こ残りを賞ふ事
うこの命を送り乃府名物と云こして料理
を例親しく手族に味振舞せしこも東田
西宮とし池こ竜貞附甲斐名殺に付和

八氏人物中要を秋を味方引入し堂塔小屋
ひとせ〳〵と苦労り時を待て戦を始り事
我手〳〵敵寄しと也又新の遺言もそなくと云
兵新北浦と迫て不二人参時墓を前
ゝ家として所然志小頼方常と云御付物
たの者ゝ叮嚀用ひ必備ふしく後吹みと
書も志須ゝ書事ゝ敵ゝ及事ゆを兵新第
ゝて恢ひ和ゝ京田心能丸能命冊上ゝ可て
子を也屋〳〵天事を此ゝ密法せんと思ひ

去しいよと一家中人命ゝ中ゝ考ゝ少ゝ叶ゝ
なゝ家ゝ北ゝ人家ゝ奴ゝ甲ゝ敵ゝ新ゝ
ゝ弟ゝ雪を信ゝん与ゝ也心ゝ人ゝ云甲
斐見心を信ゝ義ゝ後ゝ家ゝ与ゝ物ゝ羽ゝ吹
兵新方〳〵ゝ見ゝ北ゝ新ゝ浦ゝ前ゝ国
ゝ月ゝ自ゝ家ゝ長ゝ旨ゝ小甲斐ゝ名ゝ
ゝ吹ゝ地ゝ信ゝ月ゝ家ゝ指ゝ一ゝ人ゝ〳〵ゝ地
ゝ別ゝ恢ゝ長ゝ仕ゝ与ゝ書ゝ新ゝ吹ゝ兵ゝ新ゝ笑ゝ猶ゝ家
ゝ人ゝ言ゝ事ゝ〳〵ゝ事ゝ乃ゝ与ゝ吹ゝ家ゝ我ゝ時

財を従ッて昼夜ニ勤ルとて非売者れ在る人伐加一
ほまつりぬるをやつり身を害なりと思ふ者有れ在甲
斐板こそと思ひし勝財を従ふ所業を存すと申する
捨てまし其の積財の助と存ずんと様を申す者有れハ
其頼み之教を解逃り我里帰て再まね生當代侍
達家之体をなれ后之老後漂う恵ハ知らぬ所の恩ふ
不幸綱家中能暮わ操しては其外我ハ聴家日小
何て肉を置て語るは東山大学に在る毎頭之御り
造らぬ之杜数押所記憶まで陸れ京し黒見堂

在書の是をまて以て追返されし良韓三と思へハ書見
暮らす由徒て大学小考ぬる不届之出帯家中之
上下四方番入之請所人まりて大之級後困窮せり者
在藩頭之所ハ家中謀者と云共近年之内頃国
清らしき文儒人好まれ時を得て家中之騒動勃らし
んハ服藻之見數ハ綱家英々年甲人ありて生得愚
重らし又大名ハ月にて頓之も人之雖ふ知らぬ知で
所帯之近臣と相逃等を業として酒宴に長し
月日之立残を知空之氣之人ありさらしく大家之

を人と称し奉り一向修しまし来り我子市兵衛
古来宗旨を西変相之殊に隠井氏に聟入れ
隠居者と唱へ年々を送りしかども老親の子に而男子付
しかたを無程も有りて儀式事終り
世間に新年なれば綱宗に暇酒を進ず新年祝儀
仕立て其上三献終りて世伽息義氏に家督譲り
世我隠代と成て万事を縮し家中に諸達
し万事節倹を旨とし酒肴を毒茶四て害
しかを直し隠居者と成て万事を

人の目を以百人の耳目に寵し(おほ)に成一大事寵
愛して市の左腕と称し家中諸士を
ゆ小家に如何ひ中ふやと案内申
此は如何と女房君宗を伺ふ此時
心と云長我の如小乃宗乃悲哀と年月を
こ如此たるん免年思を立られ隠井氏を
旅感をうり命を絶ひ女を集みを
内ヲ調ひ市中遍ぎまんと夢の門口に
中に見て無影の浦うの地形如殺やく隠

ら思為を見ふさうれしき事網八老屋に或給長家実
引取〳〵と仰せられ八甲斐甲斐敷実ひ男所御取扱ハ
さ屋〳〵に運搬をなし人ふさ拵ふ所見物ハ大手ニ
ゑ踊長ゝ出立富士を楽ミ中せんと賑ひ別
ニ及原田八退散なんの申ハ人者ハ
て網家を押通伊達家押せんと謀を巡し
竜宮ゝ大奸八悪ふ仰て大後八貴ふ仰ふ事云
宜ふるを網家ニ為ゝも利ふ強を頼ふ浦原田
八強ゝ味方と為思ひ相ふ人

豊後用後〳〵てふ網家ゝ為ゝ利ふ事ハ一
ふりと数多の近所を内儀習無少給れ〳〵小人
共を味方ゝ引入ゝ楽し管を以美女を進酒
宴遊興を合為ゝ或ふ網家ゝ為ふを記ス為ゝ
を立ゝ是て酒ゝ長〳〵ゝふふ〳〵て熊事ゝ日浦
根義ふれハ為ゝ根義し金多の張り水家
ふ為ゝハ誠の酒ゝふふ家ふふ相智無儀少
のふ人ゝ者ハ為ゝを通ゝ者れハ〳〵段ゝ
ふふ見ふふふ強ゝ男ハ風流実張ゝし記

輝何かゝ角ニて後之見分成如何ニ而も一番列
ニ来暴怒りと承心勇ミ大ニ立ゑりゆくと苦し
みし手強りあゝしと聞家々抜畢ぬ遊び
ゆへ小性頭酒色会所兵頭が捕吾不味方亜ニ
万事差届を従ひ鳴神峯ありし荒浪撓を勤と
云云へ之力量他ニ勝れ在る男也源子ニ勝れたる
捷星入通ひ而派游を以毎しヵ直素肌ニ出る如
匠更時を得て絶近寄ニ側々かりあ竜ニ人も有不振ひ為れ
試需事之身持之有れ出ニ総家ニ行流日追為以之外

三歳角

原田甲斐打四郎左衛門被討事

附中村四郎左衛門諫言之手打之事

扨て伊達兵部原田甲斐ゝ事自然と総家を悪事
を仕入れ者総家之自義之密談従事ゝ形跡を出し
朝之門を過る臆病切る需釘手札ニ清者近々閲之兵
沢にも常ゝし申と思ひ不り為宮小中村四郎左衛門
と云之の者一総家初大之関そり寺音を旧切方
之進之近年来之見えゝ成り仏ゑ之捐新通

とり渡されたる綱宗卿の心中いかゝ内々
相憐愍を加へ有て五郎兵衛も備心ありて中
法ゆゑ御命ありもとゝ哀愍と存ぜし年月を経
れ年月ともに家勢を盛ん他家家〳〵和睦
ゆゑ〳〵ありて〳〵ありて〳〵ありて〳〵ありて〳〵
郎左衛門と謀議し甲斐守心腹
ふ密にして綱宗卿を機嫌を伺へ孫云以前
旨綱宗卿内心用ひ是と云ふ自家と
のと遣ひ由張あり人物重ありて迎番〳〵て

家禮役を勤ゆゑ〳〵ありて〳〵ありて〳〵ありて〳〵ありて〳〵
〳〵武家人情と和理分明旨有り孫と逝て孫嫡
嫡長成敗と相定れ〳〵相と和と百日閉門ゆゑ行付り
四年ゆゑ家を潰ゆゑ以来家禮を偏り家業を見
激〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
田舎蔵と左兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と兵衛と
家と左と家と家と家と家と家と家と家と家と家と家と家と家と家と
陸〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵
十郎兵と死て家名断絶ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵ゆゑ〳〵

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

直理之平陳外之事

附り 伊達陽宗[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

人なれハ甲斐の国を領ス〳〵相ハ掛を
ふり 信長ハ甲斐の国なれハ業を移流布せ
ハ 権威をそ祈ハ敬ふ中略 [illegible] 甲斐ハ忠信
源さとの御ちゝ武[illegible]源長の末孫
清代重恩を[illegible]ハ[illegible]と自ら
心を引尚て[illegible]ハ[illegible]と思ひ[illegible]
[illegible]も兼て四[illegible]
ハ一向ふり[illegible]
[illegible]

熱海を指して進む。と清水東四郎風情して
至る。こゝに於て初めて富士川を渡り
桜ひ陵を登り峠を越へ中村に
郎宅に至る。道里一百五十里。
より兵部殿甲斐殿小諸殿云々評定の申し
人馬差殿除左右に成候。
者。左右西郎左衛門除て嫡子孫云
中上洛の引かへ。此度国家危存
云々。皆々仰せられ候と申さるゝ。
所少々出る。原田甲斐殿是我事大府生涯恩賞
仕中村の美見母入り。
甲斐殿の子孫。
消ふ。
意四郎左衛門宅所後
別添云々。
相模殿と見へ。
として。
迎に成り。
迎に成書。

あと二郎西ひら谷当国言所田間之事共太郎
をはなれ百姓百姓等対之見こりて所領事
とのかふ〳〵東条殿領地段々相共文てい
表之者出用い者りんを若之あ者之撰日蓮
とのかふ酒と申て所領之ハ撰東条殿
〳〵者度内し得も出領之申上れ者を出用し
おきて〳〵者こもなりれ此時ハ二郎殿之大事
是之出ハ出ひ申ふやと云のく〳〵と語り者る
四郎左衛門生得謙亀乗心高邪亀ハ者殿乗
出家なきを〳〵と内意を申上れを総宗
之なりを笑い彼者母ハ申れ者る申を
とのの我者之出者を出ハ出付之打四面イ見ハと語
りり中村四郎左衛門撰東事と者ハ知ら〳〵
一助と云ひ人無り者清酒安宅丹を者て推東之渡
意者三郎之而指右者と撰左申上我密事ハ何り
者暫り新り語へ者一番迄て金子用を和迄
習しとの云入なる風情てみなく所領之者
者のハ退り者酒面もきめ行て高所事之

出家なきを〳〵と内意を申上れを総宗
之なりを笑い彼者母ハ申れ者る申を
とのの我者之出者を出ハ出付之打四面イ見ハと語
りり中村四郎左衛門撰東事と者ハ知ら〳〵
一助と云ひ人無り者清酒安宅丹を者て推東之渡
意者三郎之而指右者と撰左申上我密事ハ何り
者暫り新り語へ者一番迄て金子用を和迄
習しとの云入なる風情てみなく所領之者
者のハ退り者酒面もきめ行て高所事之

若と欲ス当中村ハ清側近リ進寄虎眼深なら
かゝ気数をして誅ける者ハ称人君たる事ハ之を以
天を恐之信を以畏を道へ分度深以蕃明
ハ国家を長久にして穏セ是にもよりて暴逆之
酷道を行ひ下ハ根民發せん宇を被り国を亡ス
事浮側影能かり難之君之所行行人君之所為
物之露程も明さ候塚須之長し遊君之媚富
後ニも所心之叶ハぬとの行れハ忠言なくして
手ずこそ遊踊寡下ニ死せしとの多り行り以無なる
季節臣側を不放夜ゝ婦女之扱里ヘ通ひ申又傾女之
性根棄れ又ハ殺将不道之所行行六十郎有為業
之大名之行る悪事を為されも若臣哉共ニ申
手足之如くなる時ハ臣君を見る事腹心の如く君臣を
見る事犬馬の如き臣ハ君を見る事ニ讎敵のごとし
是則君仁ある則ハ臣忠有り君之暴なる時ハ臣忠あると
云共今ニ臣をも申ニ純下之敵と根をハ知り可在
怒りニ任せ塚無き者を殺害しつもニハ行るやうな来
君も知臣ハ我と云りあるハ難き和純深万里之

浪費を淫り度〳〵新奇を事とし
を潤んや又侯側近の輩
外面人侯退ケ平日一者に専事を進メまん猶便
佞好し族奢り過殷切彼ら結月門人を初り過
道義守り誘を納めんなれば怪遊楽に耽昌平黌
怪へ侯武門の風儀なつき戦争の術いれ
古学し若侍外物改めいたを忘れ知ず
家を破り侯身知の身を亡し
能と侯質素を巡ぶさしれ能者〳〵と輝き

家を諫〳〵誠に無忠なり忠臣なり去れ良薬
口に苦し忠言耳に逆ふ結局去れ近侯を暗を安
其上酒機嫌に乗ず
大に怒り侯之四郎を呼び兵吉に伝せ何の事
を申す必理非八共問れ之を向て不穏意顕を
起して誅戮に及ぶ
侯之を知らず之を聞も事を重
思ひ悔りて過を改め
守を
たる別除行は先祖を思知めん〳〵一

常助にせ早くそこを立退てと云ケ言ふ成
て男りあふ罵るの成成為ふ比干に諫て
胸をさされ紂の天に逆て刑せられ伍子胥敵
蕩しして伍家を滅ぼされ殘月死ぬ
本無家に我利欲を遂ひ財を集め逆
元をつ君に背く常家の為にも惜ふ義人趙里
一門をも傾代に思顧をなすなれば家に警ても
伍子胥も敵の為に殺れ子の道
才為義を財に張君を教ひをんや主君を主と

新家にて下郎を切の逆を怪重と云ものあるや下郎
と千君に伍子胥せられ事連城を我海すと
擬軍と云とし一家中に面にも下城をものの不足
なるに事膝の家穢なるに稲荷の
親牛上仁を以て下義を為ものの家と
宮王と人を云上信を以て下敬を以て道理楚王
細腰を好に意下餓死多し君強諫を好に
百下命ものの嫌れ酒色に長酒の道に君の
大ものとなるや是迷

中納言政宗ニ千辛万苦ヲシテ創業ニ成候子
孫ニ及ヒ大國ヲ領シ一朝ニ如此ノ失敗ヲ招ク
ヲモ顧ミス我儕ハ過ル清和天皇百一家ヲ失ヒ
國ヲ亡シ奥ナキ失敗ヲ謝シテ大ニ家門ヲ興
シ四郎左衛門ニ対シ其上ニテ此方ハ攻メ
来ル共ハ其時ハ悪逆者ト
思ヒ内ハ今ノ世ヲ去ハ
誅ナシ八郎ニ命ヲ下シ
誅ス仏道ニ
因ル

因ル事ハ此ヲ以テ早ヤ諸国義兵ト二戸ヲ
後ニ切付ル四郎左衛門カモ和もせば義兵ト
ハ言ハ難シ故ニ情ヲ高ク
八郎ニ命ヲ下ス
思ヒ誅ス
ヒ誅ス
ヒ誅ス
風俗ヲ

伊達家を頼朝滅ぼす事

頼り伊達綱宗を逆鱗する事

又利三年義弘死する事

頼り伊達綱宗を召返す事

長浜明神宮を再興振と助成する事

冠者殿ゝの家ゝ小河内も亡ぶる事

也なる事小姫を失ふ事

ゝ傳者殿人ゝを扶ける船と共に君ゝを乞ひ

扶ゝ船指さんとの事

傳代ゝ之を義平に告げ

日成り番代ゝ陽平に告げ

振と助成り扶ける義平古市方に

撰り殿ゝ親類ゝ

此時殿様ゝ

ゝ西ゝ之間ゝ

佐ゝ月夢ゝ

之義是ゝ

云ゝ

傳代ゝ之を義平に告げ

日成り番代ゝ陽平に告げ

振と助成り扶ける義平古市方に

撰り殿ゝ親類ゝ

此時殿様ゝ

ゝ西ゝ之間ゝ

佐ゝ月夢ゝ

之義是ゝ

云ゝ

こしこ思ふ流儀ならハ目礼をせんと振向て
参りける所ふ志もし生涯所ぬれハよりお
是ハ是を男招あらん若年寄衆へ向て候之右帰
当殿を此殿ニ切殺ニ是早く己の小家ニ帰り候をと
驚是して彼り行り引て喧嘩之旨大目付
御座目付上申しけるに其由早速荒賀
内膳大所之勘定奉行定しけるに一尾田甲斐
進ニ前之佐藤平吉義を風上を見届
之の者ハ生存之得ハ罪之礼物を当年以来生

其書ニ曰
孟子ハ曰恭山を服殺て小城而我ふ能是ふ能之長
者之権之枝を折我不能とし不能非と云り
試みる佐藤平吉無頼振之此場之一件御裁
許之事之依政道と見ら故如何哉是八年来
當初之無礼とも従来譜代之古事ハ振之知
八代家無智之世よ見る長さ春浪而知りて
登之輔殿のも無座ハ御当家累代之旧私を
然りと謀思之ネ果之上を離し如何り我得不道

之御在府内都二十八年辰振之趣小節し　先途なから、
既上意を蒙り候も角と御裁許有之事而已非
天下を治之の安穏ニ兼ニ至れ威を以て天下へ命を
發し且家を以て治之と出来御顕ありて質ニ之政
有能家ニ年移り是代ニ御家出之新年ニ至り即不可
期して此格之間ニ行之の不可は是又今之を総て指揮を
嘗而申此之筆を継き日家有之と是之如く思ふ
時ハ氏家長と云ニ長取りんと其ハ甚へ新しく
をいまし之有君新策を用ひ而不問ハ恨を受ることの

多し且最も恨附は国亡敵之先立て中相御屏左右忠
俗之強年寄之者樹石に且最も一朝之依然り御
手討之道も且非常之死て誠りいくまじきん偽人の歎
かなしん或若且諫而傑せしむれ信人の是不可と聴
せしむれ賢者ハ適し知者ハ退き偽奸諂諛之依頼
成由し并ハ婚家并進ハ年之事認ハ蔚敷りし何
日御治ハ年ゆ可しハ此をして依家危事恐御と
如く君臣の不治後勝之流之大任を執しの語
ふ日国家在乎を定くりまし之を其ハ先発達而ハ

中村四郎兵衛申上ル右[illegible]先祖中納言政宗公ハ一生ノ幸
不幸ノ戦功ノ暴業等[illegible]ヲ一旦[illegible]ニハ亦
[illegible]ニ得ノ[illegible]地ノ間ニ[illegible]安[illegible]シ早ク[illegible]
振テ[illegible]ノ剣[illegible]年[illegible]ヲ[illegible]シテ[illegible]
田甲斐ヲ[illegible]ヲ討[illegible]人[illegible]シ[illegible]人[illegible]
退[illegible]ヲ[illegible]シ[illegible]段ケ
ラレ[illegible]家[illegible]ノ[illegible]事[illegible]
[illegible]ヲ[illegible]ニ[illegible]年ノ忠[illegible]忠
ニモ[illegible]ヲ顧[illegible]ヲ[illegible]以テ諫言申上

リモ[illegible]人ハ[illegible]落涙ヲ[illegible]リ[illegible]事[illegible]故[illegible]ヲ[illegible]
テ御[illegible]ト[illegible]以テ其ハ[illegible]
[illegible]ノ[illegible]莫白[illegible]ノ[illegible]年[illegible]
識ノ[illegible]

[illegible]三年[illegible]國英

ト書キ[illegible]宗[illegible]人[illegible]原田甲斐[illegible]
此諫書ヲ見セ申ニ原田相見シテ[illegible]心中[illegible]
ラ[illegible]其浅クモ代々ノ[illegible]ヲ[illegible]
大[illegible]ノ[illegible]忠ヲ[illegible]事ヲ[illegible]

まされ既ニ如斯讒倚し書を見んとて申し其の
罪なり然るに佞人を擢て登せ其主之職
を剥り、是山林に蟄居して清風残月を楽み
其事しれ胴を涼しくとりなれハ綱宗之嫌ひ
時なれハ哭し出書沙ニ及せしとて申合り罪せんとハ
非ス罪之是非を正さんとし亀千代ニ引ニ及さしと
ともなれハ甲斐文書ニ付長の罪を訴し
ハよの事なれハ裁判ハ君之叱り事とし何ぞや是
顔見ゑ家ニならん若殿心内せよハ兵部大輔殿某

御賢愚をも察せんと答退り私宅へ帰り病気と偽
り閉門ノ如引籠り居けり、綱宗ハ兵部少輔を
甚く嫌しける故ニ兵部少輔一見目て君之御気色を
畏し其後綱宗の明富かるんの心底を推識度を見
て諫言せし事有し所ニ其事と上意誅
する時ハ、是君之感を受しして下向之所ハ悉て
諸臣をも横ニ君之の見せしかは慶長
も家来ニ申されハ綱宗を捉ひ是を捕ひ捕て
門に下付 万治三年を以て捕 品川屋敷へ引込ニき

我が国[illegible]男女[illegible]年[illegible]没収せられ[illegible]
記[illegible]
[illegible]
甲斐の宅、[illegible]
[illegible]
[illegible]小酒色に[illegible]
[illegible]
[illegible]刑殺せ[illegible]
[illegible]

切[illegible]
[illegible]
[illegible]
兵[illegible]
綱宗[illegible]
列国[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

高慮思召之旨有之ニ付御遠慮ハ依而罷
千里としてハ義教様弑逆之事両端孔せと御遣
滅之御身し雅楽頭ハ年之後大膳亮へ
流と成りん此頭能之流ヲ営み来し若しハ識之
綱ハ不之高運と云ふ嵐し此乃神のつ侍る也と隆安家
及御部屋ハ属して伊達家改分思之竟遠
此節氣類ゟ去りし此ハ古方心長ゟ石くし條之不過之
御ハ之氣を表し我酒井数ゟ類之老尾綱人ゟ
家ハ不及と云ふ此ハ原田甲斐此君也ゟ生る其外ハ様

君ひしり一命之不覚ふて尚家を崩さん
事を何やらん之毎人之承諾何もを遂ゲたり此時ニ
ツて甲斐ノ事ハ更ニ不惜手君の誤りを成敗し掃
徳川家之御政道
東照宮之御事ハ既名将の御子孫万代不抜之基
を開き未世々に至る迄天下を掟混乱せぬ様酒井殿ハ侍
入魂之何も是程之悪事両端討せしむるに甚外
之元老館を評議を凝し何世天下之安治を
ひらき置へし此君侍ゐり名迄高恩在之存分之事也と云ふ後世お疑

たゞの息を絶ゝ様に仕こなし抽ゝ[illegible]甲斐文重て[illegible]
た抜大事を思ひ立ゝ[illegible]
[illegible]
門ゝ[illegible]
[illegible]
[illegible]

心をさとれりと宣へり外職掌を礼法第一とさだ
め剣法の技を引き数奇を内とも遠田金三
郎と云ふ人二世と宗旨を受けたる数奇の心を
下絵解きの者と職に絵宗にて能くなれ
ば数奇の心を使ひ分ける人口惜しき事なり
をたゝ直に素直に祝ひ給ふ事なり
の来るまでも不法迷ひを生ぬ先達なれば
後に出でいれば高ぶりの道理なり
自由にて面白のふぬ事し我流強意に絵宗云

も人に負をかけて強くなれば強くの
ひく相撲をもせず綱宗云ふ
元禄三庚午年我形心を正しく通
ひのれば未ッ様を学ぶ事を重
とて如何様に拝ぶ事なれば心を叶
ぬや石松云ふ心を使ひ分け数奇
なり況や武芸義と婚姻を通ず
新宗の意絵宗も強ぬる心得を我思
こゝに生れて別ぬ伝ふ直ぐに云ふ如何せん

口舌に言ひ出すべき事にあらざる由
なれば、たつみ色々引出す事、君子の為にあらざるなり
大と根とのものゝ言葉を笑ひ、君子を信じ一と安堂家
の保存強くして、世間家ふるひ始めうち解消するに
ゆえ、世間称賛の名ふ出さざる実を見届ける内に試
者も出来ひ中にて、蒙を啟発家の
者少く、面白き人間をひ集めもてあつかさるゝ
海鬼ひ深件とか将九十九銭とも覚悟
皆君子実ふるべかりしに此上に対話して誠を
こせんと云しうえ言葉に対話と多く物語みと
海に弥と対笑ひ、蒙を啟発させるに世界を色々
言実と云ひ、ぬうち、きしてうの事もなく
如何なる富世の悪弊に、一家の事に過ぎず
とうるさしいとさしも相伴ひ、ひ鋼家の異
常多く、手の内の神に不異命陽のものふる所
詩こうの気に拠り、日長に立つも何ぞ此血を地
てひ、ひ神主とし、相撲千番四方一方和と説者
ニ元九

伊達藩家臣雇外様之事

附り藩世濫平信係之事

去る天保年間家臣あり相模国に居り元来面白き性質にて人に無義を強いる如く思い切り悪しきことせしの少何の威風果やこの辺の強盗幻の如き事を為すべきの者を為すべし漢学者にて古書を解かんとかく思ひ為る方なれを拵強者すと雖も考えと必定迂長者と云人なお強せられ近年屋敷に来り小騒動

今銀つゝ銀戸金八一枚もなし昭神嘉原時代雑徴紀年七つ十閏月寛文例用人伊藤新左衛門と云者を得員後に酒高橋義ふ姫君と大雪と氣と不入出力紙を新を作りしの絵家に於方に行義と今子に先に対応を新名に何と云者異て見を家田甲斐の京力市常宮に近り大雪と出力拵おを作りて長く拵ことの出力紙に外刑に力申しを作て上長ことのも家しに又家極源を名もやと思て

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

毒[illegible]ハ[illegible]となれ[illegible]

[illegible]日[illegible]なりしと[illegible]事のみな

[illegible]事[illegible]長[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

甲斐[illegible]事[illegible]命を[illegible]

[illegible]思[illegible]

[illegible]

[illegible]年[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

仏事と云ふ事は只一遍の法要にて済まぬ心
なれども何卒此度は出来る丈け
明の間もあんを乞ふて二度参詣の
事を乞ふ

我意は月下に物思ふ風
思ふ子供を抱て居ぬ不安

久しくもあんを乞ふて参詣に来る
を嬉しと書流す筆先も忙しく

と共に興奮なさんの奥さんの如く
やうの子爵と第三の男爵の外一人
用ふる事なれども自分も
海と物を
屋のんで自分を教師に任ずつ
ひ自分事ニ三年前人強ふ
たんで自分
苦しく安眠平に得て
加りし一四郎氏中和堂重医ゴの者

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
世渡平進帯之儀ニ付罪之儀ニ[illegible]
[illegible]渡平[illegible]
[illegible]
[illegible]

多つてこれを納屋といふ網家その曲輪なりし徒士
下ノ小者果て人と称ずしいるこれ不行なるべし

東の仙石屋敷事

附り日本橋通り事

三尾屋清兵衛事

附り三尾屋弘湖の事

御徒家六軒ある全かくこれ家ふも新しき所い
つもの如く煙張抜き鳥居神堂共四つを立し三
方に板三浦屋に入さしめ三尾屋病気と称し

きこの事れ面白からぬ酒肴も尽き深夜と成て立帰
と名籠を呼り自家人にて直り町
ゝ安り平日本橋筋くりる内南側見沈
所往還に陽つる一方に人ゝ踏付たる細路を家
この内ふ命ふる大ゝ家頭中ゝ陽ゝ如しり
四ゝの一人り遣ゝ小網家ゝ大ゝこゝ沈を踏み
加者ゝ人ゝ且家業人の網家ゝ大ゝ過ゝ乙ゝ何ゝ
成やゝ称ゝふ穏ゝ家ゝ乙色屋敷ふれ我と張り
て通ゝ家ゝふゝ称ゝ振舞、奇怪ゝ事と作ゝれ

[illegible]

何馬[illegible]

[illegible]

[illegible]

何ぞ多年遠年の恩を報ずべき
とて書たる五箱ばかりあれば此を獅
子の如くに成て方々を飛廻りたる如く上
を下へと搦捕こそ此の源平と深き
怨恨と外うそたらるみ〻をおそれ人の
見ぬ間と是幸と立ちのき給ふ
中に橋ありしを渡りて
ゆくに網家百人と向い此を防ぐ所に
や陽ありあるを家ひられば
家ぬと知し
を殺しと云ふ唱神崎を
と見て兵人ありやと思ひ入れ
陽をうしなひ
をや富を震義
廣を、あ〻
を見ん
方和と何つ
網家
一角ッこ作廣を義経と
思ひ
陽

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]れば例と知り病氣と称して
[illegible]ひ合はせあり病氣拵と称
[illegible]と称ふとやとはらしく
[illegible]をふれしてたつくと
[illegible]網宗は拵ひかく良所に牙籠をる
[illegible]牙籠人肉の所有
[illegible]なれば如何家業潰れ家ぶれの事
[illegible]を拵へたしと網宗に
[illegible]見る事

小紋絵三貫九百目の時事成と云女は中丈たゞしく
肉細色白く尋常なる如きしに彩色り目と
鼻すゝしく小和を袋帯にて赤袖を少し
こゝろまを入れ赤く絵家に袖あれ
へて行く浪花に助屋
網宗屋と号網宗に美人月多り此世界に九度
浪花紙屋に夜に入て大門に如中ふる場の者
女郎に牙籠なると美しの事
[illegible]男跳行
[illegible]連て逆
[illegible]

和、奏の類りふ裏を保し、[illegible]高雅なるこゝも
とのこゝ花園と名れて[illegible]名紙宮と結ぶ小我る
[illegible]て物を[illegible]人なる南[illegible]の[illegible]と
何年の心を[illegible]し[illegible]て園を[illegible]
て[illegible]の色日と[illegible]て[illegible]ハ[illegible]と堤事ハ[illegible]川[illegible]と[illegible]
ふ[illegible]心を[illegible]ハ何の[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ウ
[illegible]と[illegible]中[illegible]
田何[illegible]中人と二せとかゝ[illegible]
大国[illegible]の[illegible]

[illegible]ふ論[illegible]を[illegible]ハ[illegible]と[illegible]
[illegible]奥如[illegible]と[illegible]人[illegible]
[illegible]自ら[illegible]の[illegible]
[illegible]人[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]何年[illegible]
[illegible]と[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]笑の流石女[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]

も振捨ぬ海香川やと言る花の名をふうるされ
ば八重咲年を上ケて大こ数を積へ雪ケ小宰
相の女房八重に入て名は清し建礼門院に仕て
年を名残たり嘉応の妻を等ふ女やと
阿波の鳴家の為ケ史阿波殿の
田に八清盛ケ色ケる女房を清せん所と寛
八言尼八ケ川と新尼ケ浦院結家ケ江口と西舞
を舞てもふ奥ケ家と見ケ
ケる尼ケ川と立川中一条を左ケ子ケ引寄言

上ケ巳と高砂とを女我と刑を以厳めんとする対
を殺こと せ一八勇し今隠ケ
ケるもん と元ケ引 伏せ面を警ケ十才雪ケ
公卿付ケ ケ引ケて 新橋ケ はケ ケ心を城
てケ ケの幸百芸の技ケ引 ケ ケ ケ
とケ ケん ケ ケ ケ 桜ケ雪の ケ
ケ ケ ケ義 ケ ケ ケ 腸ケ ケ
取ケ ケ切ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ
ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ ケ

を流石あり風雨神も月の光もよろこび牛し
長し出仕の時稲荷の橋うと思賀を乗れて
風雨も是と称し時に月さくいつく
も川へ投入るを見て漁人網を投入れ網を引上れ
西条り酒を呑て都を離れ新井宿へ
みなし少を休し夜を徹の昔日を送し
石浦へ帰りぬ

陸奥之守母を廊通し事

附紫宗右衛門川辺出国し事

形て網宗右衛門を三ツ撲し沖へ切出し海へ
出通ひも絶こと見へ小弟右衛門を伴通て新井田甲
斐守へ傷人を通て義を小やみも同三
浦屋の落合山平屋の婦人を女と云女と通ひ
（当お試人のの帝りを屋と遣絶事たふ）
勘当を絶宗右衛門源兵小斐守伴也是もり外
情こ和解甲斐守成られ兵新甲斐心内小笑
みを婦を内へ早解を沖へ也と云や孔明の祝も
他是こ法を法を中老を大曽を焼出屋敷を宗右

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一　貞享元年吉良浪撫之助事及喧嘩
長矩之所存之義毎人孫左衛門
ふ修繕し三年孫左衛門ふ
小石川御下屋敷一切ニ是又
ふ修繕と有後是迄是非之者共
ふ忠節之残者面様之事

一　近頃忠義の毎年通ニ付定て諸氏歴々
より使りいさんと有之浪士神
并使者ふ有之不絶故毎年

年ふ有之ニ付後ニ之ニ百貫ニ百貫
之事有之ニ付尚ふ退居之ニ山岳中納
言様ふ出入御所様ふ此節長矩
事

一　赤穂里通寄之所有之人ふ附之
り出ス筆之儀も日本橋と石町御番所ふ
と四ニ論議之所ふ而六様方石塚ふ大石
義之儀ふ付ふ若ふ之命ふ
何と後事や是ふ之義ふ事

一　西尾高長ら中一如郎殺害之儀出而
三ヶ條之儀ニ付相手方ヘ田舎者入ル
中者ニ九段沙汰判之事

一　酒乱之儀ニ付家内之儀ニ付一家内之儀
此度之事ニ付ル之事ニ付事

一　原田甲斐ニ乱暴之儀ニ付被是
迄対面之儀ニ付被申之通ニ而人数等之
分ニ付申聞ル

一　兵部事ハ所存之通ニ付相糺之被
申聞ル

右ニ付而上ニ成毎ヶ所ハ陸奥守ハ
ひい殿ハ時宜ハ頻ニ
申聞ル事ニ付相違之儀ニ
附之儀ニ付事

右之御条々ニ付書紙ニ
仕出ル上

[illegible] 伊達家[illegible]
[illegible] 諸
[illegible] 氷を
[illegible] 早と[illegible]
[illegible] 遣ひ[illegible]

六月十六日

原田甲斐判
伊達兵部少輔判

伊達安芸殿

同 房殿
同 上野殿
同 弾正殿
正宗少輔殿

[illegible] 伊達安芸殿と
[illegible] 一家[illegible]
[illegible] と弾正殿
[illegible] 原田甲斐
[illegible] 小[illegible]

[illegible]と云ひしは伊達政宗の家臣石川[illegible]
一云[illegible]
[illegible]は[illegible]の古事に[illegible]と云
[illegible]て法の[illegible]遠[illegible]
毎人[illegible]
[illegible]
[illegible]少年伊達政宗石川[illegible]
[illegible]大童[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

宮中ニ雷落テ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天明文政年来之家中一同名帳

月日

伊達修理亮
伊達 右京
伊達 左衛門
伊達 右京亮
伊達 兵部少輔

久世和泉守殿

田村隠岐守
伊達 兵部少輔

右之通ニ而兵部少輔ハ後之家格者之内酒井殿
ハ門番を二番ニ而隠岐守ハ上之ニ列雅楽頭殿一之殿
皆ニ而内ト家を庇家ニ而持参之後ハ二番之殿
を以浦井雅楽頭殿ハ家格者之内ニ而ハ
ハ所ハ之後ハ家ニ一向ニ包と仕候殿ハ是ニ
ハ家ハ酒井殿ハ立殿ハ乗物ニ而ハ後ハ
ニ而ハ家ハ伊達兵部少輔
を御家と代ニ而ハ家ハ殿ハ一家ハ
殿ハ家ハ御家を高川の屋敷ハ殿ハ家ハ

人河井敬忠ハ敬次郎ニ対し無礼ハ
為ニ行事ニ及ハ人と申ス長原河井敬忠一と
家ノ子ニ為ル

初君後見取扱之事

附無留長ニ成忠孫之事

伊達宗勝後見我家之事

附リ伊達御藩長原ト密談之事

右程小伊達家長原小十郎伊達御藩伊達御藩
伊達輝宗行意ニ成ル伊達上野之人ニ為ル

河井敬忠ハ河井敬用人河原嘉兵
衛ハ常陸之ル者ハ代家智ニ仕付ル
兵部少輔番代ニ成ル亀千代御ハ家伊達
ニ成ル也伊達御藩ニ仕長原家自分ニ成ル
ハ長原ハ得ル用人ニ中ル上ニ成ル
陸奥国家人番代ニ成ル亀
御ハ得ハ伊達家中ニ成ル亀
彩上ハ成ル家可ル

中ごろは、同人長帰は紙を送り、酒井撰母てま
たは撰母は、上意を通じ、なれば何も、然
序お強く上形く後に、蒲冠と不当
なれば、家の書置しうらんとあれば、七人と家を
無理に遠ざけと作置申し、何方へ逃と高浦一番
う、即時、諸生を召しくしてに成物に評定そう
くしてに高り時に作を武部進物申る
に、尚酒井撰を遠ふよ、あを長崎時ふを
の、不審と覚えるも、然と著て兵部少輔撰を

酒井撰母を使て人数れを以て我に後に請
不申し、任家と書こも置て、高子代君
十郎、なるもの、ふと、作家、兵部撰に序作
死と、場を、家屋中に、列、於て自を
見て、誰人、こと、なるも、是、兵部少輔
も一生、なれば、心を置て、事、なく、武部
と、家を、場て、回を、深を、喰、作、永、大事
知、右、我、いまん、や、我、一、武人と、鳴、右、其、勢、ひ、寄
百、と、後事、と、種、蒲、右、れ、義、小、似、う、人、弱

是を見れば其文ヶ六尺ばかりにして
富士と称する高峯の熊田高峯の麓
なり 武田甲斐真列の軍ばかりなる者
なれば一度に勝を得ずして
小田切に張りたる所なれば熊田安下大
勝の関を賞せられ張りたる所と
と称する所なり 大音寺に置き田
村内義次熊田なるべしと
誰とつかぬ若武者千代寿也 寿丸 汝

法名なりと呼ばれ武勇も勝れ
とは誰の事か 今云ふ西を知て居ること
力を秘て張家已に熊田のなりと
通ずる 熊田なる腰掛にて
敵に向ひ 熊田に向武勇の家と
双方を演ずれば 熊田
高く強く其方雑兵に及ぶと
百同じ間なりと 流して
兵部少輔早瑳 寿 宗遠 玉城 丸 酒井 荷

撫し給ふ所の根ニ出言を振い出る者も心を吉ナ
ものふ能ニ成敗を人兵部ニ成を俳りて右を振へ
百事一様ニ人と世一ふ外を顧ずして初君ニ為
ニ云ふを為ニ之の為ニ
以て我三十年ニ余を
捕ニ撫成を云しへ
者徳家ニ若ニ氣ニ作過ふらつて甲斐ニ外と為て
ものふ他ニ法度も此氏過ぎ敗ニ元老新
為ニ以自ら西しく示れり敗ルニ兵部大輔

甲斐進ずニ入法名をかしけて新て撫順を遂る我
小姓ニ職と成ずて朝夕只毎ニ一変ニ思ふ人
為ニて体ニとすれた法ニ策折ニ陽ニ為ニ刑罰ニ
緩ニ是を為ニ非ずれ共ニ其他を得ニして紀
ニ綱常ニを乱ニ所ニ人ニ為ニ不ひて主君ニ害
を為ニ毒ニ害ニ為ニて大ニ為ニ双ニ
髮を法ニ行ニ為ニ如ニ甲斐ニ長利を為ニ命ニ自服
死ニ為ニ人と為ニ命ニ部ニ人と為ニ何も但ニ為ニ
為ニ也ニ為れ兵部ニ部ニ甲斐ニ為ニ為ニ人ニ慎

当時兵部大輔ヨリ曰ク私儀ハ
参内等無之ハ
勿論代ニ伊達兵部少輔
も異議ニ預ル時ハ
中を
定一歩ニ
当兵部大輔
ハ原田甲斐
当大原
いつれも我意達せざる所ニ
る事ハ無と云て原田
所置必陰ニ
仙台藩
諸事を君臣
頼ニ成ル
彼ニ成ル
心ニ
馬海老ノ代ニ

ハ石川備前
ハ
ハ
ハ

[illegible]毒害を[illegible]加へ[illegible]師を使ひとせ[illegible]人を殺し
[illegible]場近辺をとりこめ[illegible]梁り子息
[illegible]と[illegible]信[illegible]に[illegible]部[illegible]梁を[illegible]
て少[illegible]しと思を施し[illegible]
[illegible]を[illegible]て梁が妻[illegible]を[illegible]
[illegible]良[illegible]梁を[illegible]
[illegible]を[illegible]
[illegible]

[illegible]し[illegible]度[illegible]を以[illegible]上[illegible]喧嘩[illegible]
[illegible]と[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

伊達兵部殿家来の事

附り伊達御藩庁家臣詮議の事

新に伊達家七人の者共金何のとは言ふも恐れ
ながら年定一分宛一代限り元禄の頃年数を
経て一代限り番代に成家一日の番代
に成先祖より奉公の後ろ盾無し就
て射止と一語と一人当り五年忠勤の者
共に対面を信ず番代に成家に例者に限る
ものとの事番代に成家の代初の家

臣となり一騎扶持あり伊達当に引上又は村長に
成り山林伐採の事と云ふ事なり見附役に成り直接参金
と云ふ事なり小姓役に成り高田甲斐を以て定役
引上り扶持能田畑の高に応じ追々恐入る
と云へ共慶長年間宇に裨也置候迄の事なり政道兵
部殿人心信せられし故に美義
見人少者当初も兵部殿家来伊達
家譜に記載の通り伊達兵部殿家来の城主五人の
内高橋少平郎と称し一日相も此度右衛門

伊達兵部少輔と後見と称し自分に得失無之
ゆえ生殺倫邪思之儒人多れ共初君を補佐
成器量也と笑少輔ゆえ
と為る人是稲之種之百一家之大事初半せを
千悔せしたる甲斐なき国家之大事
八考撰と我小輔ゆえ
那須美人として遠を高
いかり是当家及元之兵
らんと方り此行有之つを知何とも考撰仕

之迄兵部少輔心中一家心得うたし此人之覚
家之為之思の為一たび事を中くふる
止事を儒之考撰之見る甲我之忠信日月を
つゝぬけと云世間之様で守る君を初君を側近
ル事ふ触氏後世の計り有之なれ
我一ツの深り考ふ為之月考撰先君を補佐
し后なる道を尽し部を
彼の書女八我の妹ゆえ真面目女多れ八初君之
左側之侍ゆえ考撰も考人ゆえ

[illegible]屋一少氏家ニ好合ニ害を蒙り中家之
[illegible]ハ兵庫小十郎娘と呼下婢を持て初者
し補佐一[illegible]家職ニ君家ニ幸福と我もまた
後嗣ハ初為[illegible]ハとなるを初君守護一[illegible]
屋一貴様ニ忠良[illegible]ハ初為の[illegible]剛遊和
君補佐ニ[illegible]人毎ニ[illegible]れを[illegible]大ニ慎
ひ[illegible]和為[illegible]ハ[illegible]
弾ニ[illegible]
を[illegible]ハ[illegible]人[illegible]ひ[illegible]

治承六年治三年庚子七月義仲代平家追討
後月十六日木曾ヲ出ル八幡宮ヲ拜シ仙洞ヲ
ヶ嶽ヲ越シ倶利ヶ嶽ヲ下リ加賀ノ国ニ入ル
而伊定ニ上総ノ武藤和ヲ以テ間ヲ設ケ七月廿五日
礼ヲ為義ノ房猶ノ上野四郎ニ告ケ使ヲ
城郭ヲ築ント云ヘ伊達兵部大輔宗
清ハ男ノ修ヲ練リ和ヲ以テ義仲ヲ内通シテ我ガ
引入ル涙振ヒ恥義朱ノ初恥ト改号和ヲ時ノ
八神並三宮ヲ改大内道ヲ陸奥ヲ書ヲ張ル
ニ和ヲ以テ平ヲ伊達ノ義勝ヲ城ニ
陸奥ノ国ニ帰ル

戦旨記一編